

広島県水道広域連合企業団管理規程第15号

広島県水道広域連合企業団組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団組織規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
（事務局の組織） 第2条 （略） 2 <u>本部及び地方機関とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第9条第1号の規定による分課として、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号。以下「条例」という。）第5条第4項別表第4に掲げる地に置かれるものをいう。</u> （内部分課） 第4条 （略） <table><tr><th>課及びセンター名</th><th>位置</th></tr><tr><td>総務課</td><td rowspan="6">広島市中区基町</td></tr><tr><td>企画課</td></tr><tr><td>会計課</td></tr><tr><td>技術管理課</td></tr><tr><td>業務課</td></tr><tr><td>工務課</td></tr><tr><td>水質管理センター</td><td>広島市安芸区畑賀町</td></tr></table> （本部各課及びセンターの分掌事務） 第5条 （略） 総務課 (1) 文書及び公印に関すること。 (2) <u>例規に関すること。</u> (3) 内部統制に関すること。 (4) <u>情報公開及び個人情報保護に関すること。</u> (5) <u>公用車の管理に関すること。</u> (6) <u>本部庁舎及び公舎の管理に関すること。</u> (7) <u>組織の人事、給与、服務、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</u> (8) <u>職員の研修に関すること。</u> (9) <u>職員の福利厚生、安全衛生管理及び公務災害に関すること。</u> (10) 職員の<u>労働組合及び労働協約</u>に関すること。	課及びセンター名	位置	総務課	広島市中区基町	企画課	会計課	技術管理課	業務課	工務課	水質管理センター	広島市安芸区畑賀町	（事務局の組織） 第2条 （略） 2 <u>本部とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項に規定する内部組織として、規約第6条に規定する地に置かれる分課をいい、地方機関とは、法第158条第1項に規定する内部組織として、本部とは別に必要な地に置かれる分課をいう。</u> （内部分課） 第4条 （略） <table><tr><th>課及びセンター名</th><th>位置</th></tr><tr><td>総務課</td><td rowspan="4">広島市中区基町</td></tr><tr><td>水道課</td></tr><tr><td>事業企画課</td></tr><tr><td>水道システム企画課</td></tr><tr><td>水質管理センター</td><td>広島市安芸区畑賀町</td></tr></table> （本部各課及びセンターの分掌事務） 第5条 （略） 総務課 (1) （略） (2) （略） (3) <u>組織及び定数並びに事務の配分及び委任に関すること。</u> (4) <u>職員の人事に関すること。</u> (5) 職員の<u>労働組合</u>に関すること。	課及びセンター名	位置	総務課	広島市中区基町	水道課	事業企画課	水道システム企画課	水質管理センター	広島市安芸区畑賀町
課及びセンター名	位置																				
総務課	広島市中区基町																				
企画課																					
会計課																					
技術管理課																					
業務課																					
工務課																					
水質管理センター	広島市安芸区畑賀町																				
課及びセンター名	位置																				
総務課	広島市中区基町																				
水道課																					
事業企画課																					
水道システム企画課																					
水質管理センター	広島市安芸区畑賀町																				

(11) <u>議会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の事務に関すること。</u> (12) <u>その他庶務に関すること。</u> 企画課 (1) <u>各事業会計（水道事業・工業用水事業・水道用水供給事業）の事業マネジメント、経営状況に関すること。</u> (2) <u>経営計画、業務統計に関すること。</u> (3) <u>予算に関すること。</u> (4) <u>議会に関すること。</u> (5) <u>広報・広聴に関すること。</u> (6) <u>市町長会議に関すること。</u> (7) <u>人材育成方針に関すること。</u> 会計課 (1) <u>会計制度に関すること。</u> (2) <u>会計事務に関すること。</u> (3) <u>出納・収納取扱金融機関に関すること。</u> (4) <u>消費税に関すること。</u> (5) <u>会計検査に関すること。</u> (6) <u>決算に関すること。</u> (7) <u>監査に関すること。</u> (8) <u>資金調達、管理及び運用に関すること。</u> (9) <u>物品、委託及び役務業務に係る契約制度に関すること。</u> (10) <u>資産管理、資産台帳の整備に関すること。</u> 技術管理課 (1) <u>水道技術に関する企画及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>本部・広島水道事務所の工事検査に関すること。</u> (3) <u>水質検査計画及び水安全計画に関すること。</u> (4) <u>維持修繕計画及びアセットマネジメントに関すること。</u> (5) <u>危機対策に関すること。</u> (6) <u>水道技術の指導、助言、向上及び研修に関すること。</u> (7) <u>建設工事に係る入札契約制度に関すること。</u> (8) <u>本部執行工事の入札契約事務に関すること。</u> (9) <u>県内水道事業者の確保・事業者団体との調整に関すること。</u> (10) <u>運転監視・保全業務の総括に関すること。</u> (11) <u>通信基盤、情報システム及びネットワーク、情報セキュリティ対策に関すること。</u> 業務課 (1) <u>工業用水道事業及び水道用水供給事業の運営管理に関すること。</u>	(6) <u>本部庁用物品の調達に関すること。</u>
---	------------------------------------

- (2) 指定管理に関すること。
- (3) 事業認可申請及び水利権に関すること。
- (4) 水道料金の総括に関すること。
- (5) 各種関係団体との調整に関すること。
- (6) 債権管理、滞納整理に関すること。
- (7) 水道事業の営業及び給水装置業務の総括に関すること。
- (8) 構成団体との受委託事務の調整に関すること。
- (9) 指定給水装置工事事業者に関すること。

工務課

- (1) 施設整備計画及び管路更新計画の進行管理に関すること。
- (2) 補助金の申請に関すること。
- (3) 本部執行工事の建設並びにこれに関連する工事に関すること。
- (4) 本部執行工事に係る用地の物件の取得及び損失補償に関すること。

水道課

- (1) 工業用水道事業及び水道用水供給事業の運営管理に関すること。
- (2) 工業用水道施設及び水道用水供給施設の維持管理に関すること（水道システム企画課の所掌に関するものを除く。）。
- (3) 水道料金に関すること（工業用水道事業及び水道用水供給事業に限る。）。
- (4) 各種団体との調整に関すること（工業用水道事業及び水道用水供給事業に限る。）。
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関すること（工業用水道事業及び水道用水供給事業に限る。）。

事業企画課

- (1) 企業団の事業運営及び企業団内の調整に関すること。
- (2) 例規に関すること。
- (3) 企業長の選挙に関すること。
- (4) 議会に関すること。
- (5) 広報及び広聴に関すること。
- (6) 事業計画に関すること。
- (7) 市町長会議に関すること。
- (8) 会計制度に関すること。
- (9) 予算に関すること。
- (10) 資金の調達、管理及び運用に関すること。
- (11) 資産の取得、管理及び処分に関すること（水道課の所掌に関するものを除く。）。
- (12) 物品、委託及び役務業務に係る契約制度に関すること。
- (13) 会計事務に関すること。
- (14) 出納及び収納取扱金融機関に関すること。

	(15) <u>水道事業の営業に関すること。</u> (16) <u>水道事業の給水装置に関すること。</u> (17) <u>指定給水装置工事事業者に関すること。</u> (18) <u>水道料金に関すること。</u> (19) <u>下水道使用料の徴収その他の受託事務に関すること。</u> (20) <u>危機管理に関すること。</u> (21) <u>維持修繕計画及びアセットマネジメントに関すること。</u> (22) <u>通信基盤、情報システム及びネットワークに関すること。</u> (23) <u>情報セキュリティ対策に関すること。</u> (24) <u>水道施設、工業用水道施設及び水道用水供給施設の建設並びにこれに関連する事務の総括に関すること。</u> (25) <u>建設工事に係る入札契約制度その他工事事業者に関すること。</u> (26) <u>本部執行工事の入札契約事務に関すること。</u> (27) <u>事業認可申請に関すること。</u> (28) <u>水利権に関すること。</u> (29) <u>水道技術に関する企画及び総合調整に関すること。</u> (30) <u>建設工事の技術管理に関すること。</u> (31) <u>水道技術の指導及び助言に関すること。</u> (32) <u>前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。</u> 水道システム企画課 (1) <u>デジタル技術を活用した水道インフラマネジメントの企画及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>広島県水道広域連携推進方針に関すること。</u> (3) <u>工業用水道施設及び水道用水供給施設の維持管理に関すること（水道課の所掌に関するものを除く。）。</u> 水質管理センター (1) <u>水道用水の水質に関する試験検査及び調査研究並びに水質管理についての指導に関すること。</u> (2) <u>工業用水の水質に関する試験検査及び調査研究並びに水質管理についての指導に関すること。</u> 2 <u>事務局に、前条に規定する課のほか、水道整備担当監を置く。</u> 3 <u>水道整備担当監は、水道施設の危機管理に関する事務（工業用水道事業及び水道用水供給事業に限る。）を分掌する。</u> (内部組織) 第8条 (略) <table><tr><td>名称</td><td>課及び事業所名</td><td>係名</td><td>位置</td></tr><tr><td>竹原事務</td><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	名称	課及び事業所名	係名	位置	竹原事務		(略)	(略)	
名称	課及び事業所名	係名	位置							
竹原事務		(略)	(略)							

所				所			
三原事務所	(略)	(略)	(略)	三原事務所	(略)	(略)	(略)
	工務維持課	施設係、浄水係、維持係、給水係			工務維持課	施設係、浄水係、維持給水係	
府中事務所		業務係、工務維持係、施設管理係	(略)	府中事務所		業務係、工務維持第一係、工務維持第二係、施設管理係	(略)
三次事務所		(略)	(略)	三次事務所		(略)	(略)
庄原事務所		業務係、工務維持係、施設管理係	(略)	庄原事務所		業務係、契約係、工務維持係、施設管理係	(略)
東広島事務所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
廿日市事務所	(略)	(略)	(略)	廿日市事務所	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
安芸高田事務所		(略)	(略)	安芸高田事務所		(略)	(略)
江田島事務所		(略)	(略)	江田島事務所		(略)	(略)
熊野事務所		(略)	(略)	熊野事務所		(略)	(略)
北広島事務所		水道係	(略)	北広島事務所		管理係、工務係	(略)
大崎上島事務所		水道係	(略)	大崎上島事務所		管理係、事業係	(略)
世羅事務所		(略)	(略)	世羅事務所		(略)	(略)
神石高原事務所		(略)	(略)	神石高原事務所		(略)	(略)
広島水道事務所	(略)	(略)	(略)	広島水道事務所	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)				(略)		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(各課及び事業所の分掌事務)				(各課及び事業所の分掌事務)			
第9条—第12条 (略)				第9条—第12条 (略)			
第13条 (略)				第13条 (略)			
(1)―(8) (略)				(1)―(8) (略)			
				2 庄原事務所に、前項に規定する課のほか、担当課長を置く。			
				3 前項の規定による担当課長は、庄原市水道事業の業務の執行に関する契約事務を分掌する。			

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。